

令和元年

1 1 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和元年11月定例総会 会議録

1 日 時 令和元年11月12日(火) 午前9時30分 開議

2 場 所 酒田市市役所 703号室

3 出席委員(27名)

1番	佐藤 良平	委員	2番	庄司 隆	委員	3番	白畑ちか子	委員
4番	伊與田明子	委員	5番	佐藤 玲子	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	石井 光一	委員	8番	池田 良之	委員	9番	土田 治夫	委員
10番	佐藤 浩良	委員	11番	佐藤 茂樹	委員			
13番	齋藤 均	委員	14番	児玉 昭一	委員	15番	荘司太一郎	委員
16番	須田 正弘	委員	17番	尾形 大介	委員	18番	佐藤 耕造	委員
		委員	20番	飯塚 将人	委員	21番	富樫 一彦	委員
22番	柿崎 一美	委員	23番	後藤 保喜	委員	24番	五十嵐 亨	委員
25番	五十嵐直太郎	委員	26番	関口 友子	委員	27番	佐藤 清一	委員
28番	荘司 研治	委員	29番	大場 重樹	委員			

4 欠席委員(1名)

19番 五十嵐弘樹 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 藤井昌道 事務局次長 加藤広晃 農地主査兼係長 阿彦智子
主事 本間瑛帆
専門員 石塚 裕 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
5. 所有権移転の権利の失効について

7 議 事

議第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第43号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について
議第44号 農用地利用集積計画について
議第45号 農地中間管理事業農用地利用配分計画案について

開 会
(午前 9時30分 開会)

○藤井事務局長

それでは、ただいまから令和元年11月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会に当たり、五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長

(挨拶)

○藤井事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めとなっております。
五十嵐会長、よろしく申し上げます。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席はございません。19番、五十嵐弘樹委員は少々おくれるとの連絡が入っております。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録録署名委員選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、5番、佐藤玲子委員、6番、佐藤良委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

報告事項につきましては、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理についてが8件、2番、農地法第5条届出書の受理についてが1件、3番、地目変更登記に係る照会に対する回答についてが3件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理についてが32件、5番、所有権の移転にかかる権利の失効についてが1件、以上45件について説明いたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書1ページをお開きください。(報告事項を朗読説明する)
報告事項は以上になります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、報告事項ではございますが、質問、ご意見のある方、お願いいたします。
はい、どうぞ。

○23番 後藤保喜委員

23番、後藤です。

報告第4号の酒120から149までの解約についてなんですけれども、事務局のほうからの多面的機能支払の保全会議か何か、もう少しわかる範囲で詳しく説明していただければありがたいです。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの後藤保喜委員の質問に対し、事務局、よろしいですか。お願いします。

○阿彦農地主査兼係長

まだ完全に依頼が済んでいるものではないのですが、多面的交付金の制度の仕組みの中に、遊休農地を活性防止の活動をすることによってポイント加算になるものがございます。それにより、そういったところの農機具の借り上げなどの費用を負担していただきまして、管理耕作していただければ、遊休休地にならない手だてはとれるのかと考えて、今回お願いしようかというところがございます。

なお、その後の実際の耕作者については、まだ目途が立っておりませんので、そちらについては引き続きあっせん活動を進めていく予定でございます。

○五十嵐直太郎 議長

暫時休憩いたします。

午前 9時 51分 休憩

午前 9時 56分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議事を再開いたします。

先ほど保喜委員のほうから質問ありまして、事務局お答えになったわけですが、そのほか何か報告事項の中で質問ございませんか。ありませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第46号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第46号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、5件の申請がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細につきまして、説明をします。

○阿彦農地主査兼係長

13ページになります。

議第46号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

酒田50番、同じ世帯の家族になります。

安田の田2筆につきまして、先月、集積で譲渡人が借り受けられた農地について、息子さんへ経営移譲のための使用貸借ということで、14年間の設定となるものでございます。この14年というのが、それ以外の契約に合わせた年数となっております。

続いて、酒田51番です。藤塚の畑1筆につきまして、相手方の要望により所有権移転となるもので

ございます。別添の資料をごらんいただきますと、10アール当たりの単価は8,500円ということになっております。なお、こちらの畑の場所は白地となっております。また、受け人の耕作地が近隣地にあり、耕作利便ということでの買い受けとなるものでございます。

続いて、酒田52番、相手方の要望によりまして所有権移転となります。

なお、受人の法人が農地所有適格法人でございますので、農地の買い受けが可能な法人となっております。また、広野の畑1筆につきまして、こちらは白地となっております。また、別添資料をごらんいただきますと、10アール当たりの単価は6万2,500円ということになります。

では、議案書に戻っていただきます。

酒田53番です。門田地区と松山の上餅山地区の畑及び田につきまして、相手方の要望によりまして所有権移転の申請となっております。

なお、このたび受け人については、酒田地区で初めての営農となることにより、別添資料に添付のとおり営農計画書をいただいているところでございます。

営農計画書のほうを若干読み上げますと、このたびの酒田地区での参入のきっかけは、1番に記載のあるとおり、本業の建設業で関連があった渡人より農地を買い受けて、規模拡大ということでございます。門田の土地につきましては、これまで中間管理事業を通じた優良農地でございますので、地区の農地所有適格法人の協力を得ながら、従来どおり水稻栽培を行うということでございます。また、上餅山地区につきましては、水稻の栽培がなかなか難しい地区でございますので、地域の農業者及び法人の協力を得ながら、ソバの栽培などを計画しているということでございます。3番のほうにもありますが、農地として耕作するというところでございます。

また、労働力につきましては、ご本人とその長男、及び計画には記載されておられませんがお孫さんも従事されるということで聞いております。農業従事要件の150日を満たした状況での申請となっております。

また、5番にあります設備の取得計画については、トラクター及びコンバイン、それぞれ1台ずつ所有しているということございまして、事務局のほうで新庄市の農業委員会事務局に問い合わせ確認したところでも、こちら現在確実に所有されているということございまして。それを酒田まで運搬されるかということについては、法人さんのほうからの農機具を借りるなども検討して使用していきたいということで聞いております。

また、新庄市のほうでも9ha近くの農地を経営されており、農業実績もあるということで、さらに新庄市内での耕作放棄地などの発生はないということで聞いてございます。

別添資料をごらんいただきますと、10アール当たりの単価は田が10万円、畑が7,000円ということでございます。

また、この上餅山地域の農地の状況につきまして、後程スライドでまた後ほどご説明いたします。酒田地区は以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田地区です。

次のページになります。

平田6番、こちらは相手方の要望により所有権移転になります。

別添資料に売買価格がございます。上から1筆目から3筆まで、10アール当たり売買価格20万円になります。4筆目の2,265平米、こちらのほうが10アール当たり100万円になります。そして5筆目の田んぼですが、こちら2,279平米のほうは10アール当たり55万円となっております。

こちらの案件は集積計画での契約も可能ではありますが、売り手の強い希望により3条申請となったものです。

(スライド準備)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

11月7日に、第1班による農地調査委員会を行っております。

議第46号 農地法第3条の規定による許可申請については、酒田53番の案件については、農地調査委員会では結論が出ませんでしたので、総会の審議に委ねることの意見となりました。それ以外の案件については許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、ただいま農地調査委員長の報告もありましたけれども、皆さんのほうから何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。
はい、どうぞ。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎ですが、質疑に入る前に、議事録に残らないというようなことで、議長、私の発言に対して議事録をとめていただければ大変ありがたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○五十嵐直太郎 議長

皆さん、ただいま柿崎委員からそういう発言がありました。
よろしいですか。
いろいろ事情おありと思いますので、議長判断で一時休憩いたします。

午前 10時 10分 休憩
午前 10時 37分 再開

○五十嵐直太郎 議長

それでは、議事を再開いたします。
先ほど農地調査委員長の報告となりまして、議論いただいているわけですが、議事の性格上、2つに分けて少し皆さんから採決を頂戴したいと思います。
議第46号に関しましては、酒田50番、51番、52番、平田6番をまとめて先に採決したいと思います。
このことについて何かご質問、ご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。採決に入ります。
酒田50番、51番、52番、平田6番について、農地法3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、酒田50番、51番、52番、平田6番は、許可決定といたします。
続いて酒田53番について審議いたします。
休憩前に事務局、柿崎委員から意見等が出ました。それを踏まえて、53番についての皆さんその判断してくださいと言われましても、難しいものがあるのかなと思いますので、もう一度簡単に結構ですので、整理して、説明簡単にお願いしたいと思います。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、酒田53番の案件につきましては、門田地区と松山地区とにまず切り分けて考えていきたいと思いますが、門田地区についてのその優良な農地の中で、地域一体となって経営されている状況を保持していくという前提に立ちまして、少し農業の従事要件などの検討を求めたいと思います。また、松山地区につきましては、今後の適切な農地管理及び作付けについての指導及び地域との連携をとっていただくことを法人へご提案したいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

阿彦主査のほうから再び説明していただきました。

採決に入りたいと思いますが、議長提案として提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございます。

正式な議事の中では、皆さんの意見は特別出なかったわけですが、書類審査、調査会を経て、先ほどの休憩中の議論を経まして、いろいろ事務局相当苦労されて、きょう議事提案になったわけですが、酒田53番については、保留という形で議長提案として提案させていただきます。これについて、皆さんのご意見ありましたら頂戴したいと思いますが、どうでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、それでは、酒田53番は、まず今月は保留という形にしたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第46号 酒田53番については保留の決定といたします。

議第47号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について

続きまして、議第47号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第47号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、3件の許可申請がございました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

議案書の15ページになります。

議第47号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてです。

酒田3番、東京都の一般社団法人です。土地の表示が黒森の畑4筆につきまして、平成29年の4月12日付で5条の許可により、風況観測施設を建てているものでございました。

一度計画変更がございまして、その計画期間の終了がことしの11月30日の予定となっておりますが、このたびさらなる精密なデータの収集のために、もう一度計画変更が来ております。

事業計画の変更後の期間が令和2年3月31日までとなっております、一時転用が可能な3年間ぎりぎりの設定となっているものでございます。

なお、この計画変更を受け付けるに当たりまして、地元農業委員の五十嵐弘樹委員と一緒に現地確認を行っておりますが、施設につきましても老朽化は認められず、さびなども認められませんでしたので、施設の維持管理のほうは大丈夫と思っております。
酒田については、後ほどスライドでご説明いたします。
以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて平田です。

平田1番、2番、関連で、いずれも申請人が法人になるものです。

平田1番は、平成28年1月20日に、倉庫施設への転用として許可となった案件ですが、このたび転用事由を駐車場敷地に変更しようとするものです。

計画変更理由ですが、当初の転用事由、倉庫1棟、期間、平成28年3月執行予定、同年の12月完了予定の計画で許可を得ましたが、その後の会社としての事業拡大計画で必要性が弱まり、それが倉庫の未着工となったものです。

一方で、隣接する既存倉庫の駐車場施設としての利用需要が高まったことから、このたびの計画変更となったものです。別添資料をごらんください。

5ページ、案内図をごらんください。申請地は、平田総合支所から北東方面の山楯集落になります。図面左側、縦に国道345号を示しておりますが、この東側が山楯集落で、申請箇所は斜線で示す位置にあります。次に、字切図をごらんください。

本件申請地の隣は、法人の既存倉庫2棟の敷地で、地目は宅地です。この既存倉庫へ出入りする車両の駐車場敷地として利用しようとするものです。続いて、8ページ、始末書をごらんください。これまで法人からは、平成27年の許可以降、定期的に工事進捗状況報告書の提出があり、倉庫面積の未着工についての状況が報告されておりましたが、本来の完了予定時期、平成28年12月を大幅に過ぎてからの今回計画変更申請となったため、始末書を添付したものです。

それでは、議案書15ページにお戻りください。

平田2番は、平成28年5月12日に、工場及び倉庫敷地として許可になった案件ですが、このたび転用事由を、倉庫及び駐車場敷地に変更しようとするものです。

計画変更理由をご説明します。当初、転用事由、法人の製造工場冷凍倉庫、期間、平成28年6月着工予定、平成33年、令和ですと3年12月完了予定の計画で許可を得て、倉庫は既に完了しております。しかし、その後、会社として事業拡大についての方針転換があり、工場の必要性、緊急性が弱まったため、工場については建設が見送られている状況です。一方で、近年、既存事業における従業員の雇用数が増加したため駐車場確保の必要性が高まったことから、このたびの計画変更へ至ったものです。

別添資料をごらんください。7ページ、案内図をごらんください。

斜線部分が申請箇所、東側に法人の社屋があります。

次に、字切図をごらんください。

本件申請地番3筆示しておりますが、この3筆は平成27年に酒田市27号振興計画案が策定され、翌平成28年に農振許可された農地です。このたびの計画変更に当たっては、その成果にも協議を行っているところです。続いて、9ページ、始末書をごらんください。

これまで法人からは、平成28年の許可以降、定期的に工事進捗状況報告書の提出があり、倉庫の完工及び工事建設の未着工についての状況が報告されておりましたが、駐車場について、事業計画変更承認申請前に着工となったため、こちらについても始末書を貼付したものです。

それでは、スライドで現地の状況をごらんください。

スライドは以上になります。

(スライド片づけ)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告を願います。

○20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第47号 農地法第5条の規定による許可の計画変更については、農地調査委員会では許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可案件の計画変更ですので、現地調査の結果を確認いたします。地元農業委員五十嵐弘樹委員、来ていませんので、現地調査の結果は主査のほうから報告願います。

○阿彦農地主査兼係長

ただいまごらんいただきましたとおり、現地につきまして19番五十嵐弘樹委員と一緒に確認してまいりました。大丈夫ということのご意見を頂戴しておりますので、ご審議よろしく願います。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、平田1番、2番について28番、荘司研治委員、お願いいたします。

○28番 荘司研治委員

28番、荘司です。

平田1番の案件についてですが、10月31日、事務局3人と4人で現地確認行ってきました。

当時の計画で出ていた工場と倉庫ですが、建設する計画時期がずれていったことで、次第に周辺の状態などが変わってきました。ここへ従業員数がどんどんふえてきて、以前より車両の出入りが多くなったことと新たに社屋を建設したことで駐車場が狭くなった。試飲ルームへの来客の駐車場が十分ないことなど、駐車場確保の必要性が高まり、そして、工場、倉庫建設断念を決定したものです。よって、このたびの駐車場敷地への変更申請となったことは、妥当性があると考えていますので、どうぞよろしく願います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何か。はい、どうぞ。

○21番 富樫一彦委員

21番、富樫です。

何点かございます。とりあえず酒田3番について、来年の3月までの延長という形ですけれども、これから冬になって着工、完了。それ以降は、撤去に入る計画という理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐直太郎 議長

これ、1つ目ですか。

ただいまの質問に対し、事務局願います。

○阿彦農地主査兼係長

一時転用の期間が、1つの申請につきまして3年と決まっております。あと、一度こちらについての完了を見ていただきたいと思っております。その後、撤去の予定で聞いておりますが、なお、また再度申請がある場合は、同じような内容での一時転用は検討させていただくこととなっております。通常は3年ということで区切られておりますので、同じものでは受けられないと考えております。

○五十嵐直太郎 議長

富樫委員。

○21番 富樫一彦委員

こちら側の意向として、気象協会さんのほうもこれ以上の延長は不可能であるというような認識を持っていると。

○五十嵐直太郎 議長
事務局をお願いします。

○阿彦農地主査兼係長
その認識のもとに申請を受け付けしております。

○五十嵐直太郎 議長
よろしいですか。

○21番 富樫一彦委員
はい。

○五十嵐直太郎 議長
そのほか、質問、ご意見等ございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

○21番 富樫一彦委員
21番、富樫です。
また別案件ですけれども、平田1番・2番につきまして、農業振興地域の青地の変更を行ったと思います。前の申請のとき、ちょっとろ覚えですけれども、転用関連につきまして、現地のほうを調査していたんですけれども、周辺の農地、ここで言えば、申請地のちょうど西側及び南側についての工事は、拡張する可能性があるみたいな話であったかと思います。今後には出てこないわけですが、情勢としてそのような調整があったというふうに記憶しているんですけれども、その計画自体を全て破棄して、現状を今回追認して、今度の工場の拡大等については、もう計画変更になったというような理解になるんですか。

○五十嵐直太郎 議長
では、事務局をお願いします。

○阿彦農地主査兼係長
おっしゃる通り青地からの変更でしたので、平成28年当時、農政課主管の土地利用調整委員会を行って審議しております。その際の農振法の話で申し上げますと、農振の色地変更は計画から5年以内にその事業を完了するというようになっておりまして、このたび農政課のほうにも相談いたしましたところ、28年の年からまだ4年しか経過しておらず、来年度にその完了年度を迎えることとなりますので、それまでの間で、この事業の計画を達成してもらえばいいということになりました。しかし、先ほどの話によって、この事業自体が計画変更されております。そもそも計画変更の内容が事業拡大を縮小するというのでございますので、今後の西側・南側への転用計画はないものと今のところ考えております。また、もし拡大計画変更があった場合には、再度、土地利用調整委員会のほうからスタートしていくことになろうかと捉えております。

○五十嵐直太郎 議長
富樫委員は前農地調査委員長ですので、いろいろ記憶も新しいと思います。ただいまの説明でどうですか。

○21番 富樫一彦委員
皆さんにご理解いただければそれで結構です。

○五十嵐直太郎 議長
これは農政課の農振除外も絡んでいます。その辺からスタートしている件であると、こういうことかなと思います。

そのほか皆さん、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第47号 農地法第5条の規定による許可の計画変更について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第47号について許可決定といたします。

議第48号 農用地利用集積計画について

続きまして、議第48号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○藤井事務局長

議第48号 農用地利用集積計画につきまして、1番、一般事業、(1)所有権の移転、これは同時設定の特例ですが1件、(2)利用権の設定17件の計画の申し出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明をいたします。

○阿彦農地主査兼係長

それでは、議案書16ページになります。

今回審議いただきます農用地利用集積計画の現状につきましては、要件欄に記載のありますとおり、全部効率活用要件、農業常時従事要件、自立、意欲、能力要件、認定農業者等、経営面積まで各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員からあらかじめ確認をいただいております。

それでは、議案書のほうをごらん願います。議第48号 農用地利用集積計画についてです。

1番、一般事業、(1)同時設定の特例です。公告予定日は、令和元年の11月18日の予定です。北平田1番です。円能寺の田1筆につきまして10アール当たり対価60万円、総額178万9,200円での売買となるものでございます。移転時期、支払い時期は元年の11月30日の予定となっております。なお、譲受人につきましては、要件内にありますとおり、法人の構成員になっているため、続いて議案書記載ございますが、北平田1番の譲受人から庄内みどり農業協同組合を通しまして、法人へ貸し付けしているものでございます。なお、期間は10年間、移転時期につきましては、令和2年の1月1日から令和11年12月31日までの予定となっております。

続きまして、17ページのほうをごらんください。

1番、一般事業、(2)利用権の設定です。公告予定日は、11月18日となります。

17ページにつきまして、西荒瀬の28番から本楯の26番まで、期間は10年間となっております。なお、賃借料も1万1,000円ですが、西荒瀬28番、29番、飛んで本楯25番、本楯26番は、庄内みどり農業協同組合経由となっております。本楯24番につきましては、直接の契約となっております。

18ページをお開きください。

袖浦29番です。黒森の五十嵐さんから、酒田市袖浦農業協同組合を通しまして、法人へ5年間の貸し付けとなります。賃借料は5,000円です。なお、袖浦の30番、31番につきましても、同じ法人借り受けとなっております。期間は5年、賃借料5,000円ということで、同じ内容となっております。

続いて、浜中4番です。10アール当たりの賃借料が2,909円、総額で1万1,000円からの割り返しと

なりますが、20年間の契約となるものでございます。

要件につきまして補足いたしますと、この2筆について、現在耕作はされていない状況でございました。この箇所から続く畑を奥山さんがハウスを建てて耕作しているところでございまして、当該地を活用したいということで、受け人のほうから申し入れを行い、農業委員会もあっせんに関わりまして、このたび20年の設定を行ったものでございます。酒田は以上です。

○ 八幡総合支所 石塚専門員

続いて、八幡地区のほうになります。

ページ18ページから19ページになりますが、八幡79番につきましては、興屋田の農地につきまして5年の申し出であります。

八幡80番、1万1,000円の賃借料、10年の新規でございまして。なお当初は従来の方と更新の予定でございましたが、地域の方から受けていただきたいということで、今回新規の形で、1万1,000円の10年の新規という内容になりました。

続いて次、八幡81番につきましては、賃借料1万1,000円、5年の更新。

82番につきましては、賃借料3,426円ということですが、総額4万円で10年の更新になります。

八幡83番につきましては、1万1,000円の10年の更新。

八幡84番につきましては、1万2,000円の5年の新規となります。なお、この1万2,000円につきましては、受け手、貸し手とでの話し合いの中で1万2,000円がいいというようなことで、その金額でやりたいという申し出がございましたので、この金額でございまして。八幡は以上です。

○ 松山総合支所 門協調整主任

続きまして、松山になります。

松山81番、農協も通さないもので、1万1,000円、10年、更新となります。

以上です。

○ 平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田98番、こちらはゼロ円での新規になります。ゼロ円の賃借料の理由ですが、農地の場所が山の傾斜地で、渡人の田は受け人の田の上に位置しております。上の田の管理が十分でないことから、水の確保に支障があり、受け人がゼロ円で借り受けて管理することになるものです。

以上です。

○ 五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○ 20番 飯塚将人委員

20番、飯塚です。

議第48号 農用地利用集積計画については、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことをご報告いたします。

○ 五十嵐直太郎 議長

それでは、審議に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。酒田市袖浦農業協同組合を経由した転貸の議案について審議します。

6番、佐藤良委員は、議長が指名した以外の発言とご質問、ご意見の発言と採決参加について制限いたしますので、ご留意ください。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かございませんか。

(発言するものなし)

○ 五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、酒田市袖浦農業協同組合を經由した転貸の議案については計画決定といたします。

6番、佐藤良委員についての制限を解除いたします。

続きまして、これまで計画決定した議事参与の制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

はい、どうぞ。

○22番 柿崎一美委員

22番、柿崎ですけれども、18ページの八幡79の一番上のうち畑139平米が1万1,000円になっておりますけれども、これ間違いありませんでしょうか。

○五十嵐直太郎 議長

お答えいたします。

○八幡総合支所 石塚専門員

これにつきましては、従来から田んぼと同様面積の小規模ということで、この内容での契約ということで聞いております。更新という内容でこのようになっております。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま柿崎委員は、畑の単価と田の単価、同じなのでそれでよろしいかということですが、間違いございませんですね。

○八幡総合支所 石塚専門員

はい。

○22番 柿崎一美委員

事務局、これ、登記は畑ということですか。

○八幡総合支所 石塚専門員

はい、登記は畑になります。

(「現状、水田」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

議長を通して発言してください。

○22番 柿崎一美委員

登記簿上が畑なんですか。現況は畑なのか、その辺の確認をしてれば頂ければなど。

これ、ちょっと余りにも桁が違い過ぎます。2倍以上になるということですか。

○五十嵐直太郎 議長

賃借料は畑は今、5,000円、4,000円。それで、ここが1万1,000円となると、ちょっと問題あるのかなど。では、確認の意味で、事務局。

○八幡総合支所 石塚専門員

台帳によりますと、現況、登記簿も畑でございます。

なお、4年前の契約での内容を見ますと、当時1万7,000円に伴って契約しているということなものですから、今回も畑も田んぼと同様の契約内容で申請になっています。

- 五十嵐直太郎 議長
暫時休憩いたします。

午前 11時 14分 休憩
午前 11時 24分 再開

- 五十嵐直太郎 議長
議事を再開いたします。
ただいまの案件について、事務局説明願います。

- 阿彦農地主査兼係長
酒田市農業委員会の内規では、実勢賃借料の2倍を超えないとあります。今年度の総合支所地区の実勢最高賃借料が7,000円ですので、1万1,000円の賃借料はその2倍以内には収まっているものです。

- 藤井事務局長
契約行為において、内規で2倍以内は受付しないという定め方は望ましくないので、改正するなどの検討が必要と考えます。

- 五十嵐直太郎 議長
ただ今の説明でいかがですか。よろしいですか。

(発言する者なし)

- 五十嵐直太郎 議長
それでは、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第47号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第47号 農用地利用集積計画について、計画決定といたします。

閉 会

以上をもちまして令和元年11月定例総会を閉会いたします。
どうもご協力ありがとうございました。

(午前 11時 28分 閉会)
